

屋外広告物の安全点検及び特定区域の見直しについて

1 安全点検に関する事項の見直し

本市では、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的に、枚方市屋外広告物条例（以下「条例」。）により、屋外広告物の表示及び設置等について必要な規制を定めています。屋外広告物の管理については、管理者を定めて適正な管理を行うとともに、一定規模以上の屋外広告物の場合は、2年を越えない期間ごとに定期的な安全点検の実施及び報告すること等を義務付けています。

近年、全国的に老朽化などによる屋外広告物の事故が発生していることから、屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。こうしたことから、国は安全点検に関する指針や条例ガイドラインを示され、屋外広告物の表示及び設置者が屋外広告物を良好な状態に保持し、適切に点検等を行っていることを地方公共団体が確認することが必要となっています。

今般、国の指針等を踏まえ、枚方市屋外広告物条例施行規則（以下「施行規則」。）で定める安全点検に関する事項を見直すものです。

変更内容

①安全点検を行う者の資格要件

- ・屋外広告物の安全点検を行う者の資格要件は屋外広告士等としていますが、「屋外広告物点検技能講習の修了者」を追加します。

②既存の広告物等の報告義務

- ・安全点検の対象となる規模要件に該当する屋外広告物を表示または設置後に、許可申請があった場合は、既存の屋外広告物の安全点検の結果報告書及び点検状況を示した写真の提出を求めることとします。

③安全点検結果報告内容

- ・本市に提出する安全点検の結果報告書において、国が示した「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」を踏まえ、点検項目を8項目から17項目に細分化し、安全点検の強化を図ります。また、点検状況を示した写真の提出を求めることとします。

<現行>

項目	異常の有無
取付け（支持）部分の変形又は腐食	有・無
主要部材の変形又は腐食	有・無
ボルト、ビス等の緩み	有・無
表示面の汚損、変色又ははく離	有・無
表示面の破損	有・無
ネオン設備等における異常	有・無
落下のおそれ	有・無
その他の点検箇所	有・無



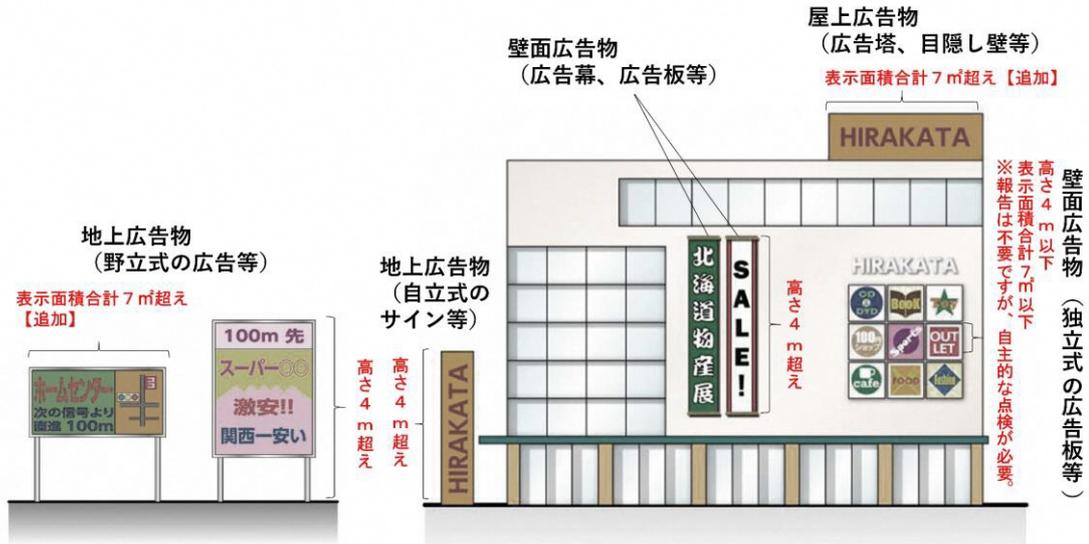
<改正案>

点検箇所	点 検 項 目	異常の有無等
上基 礎 構 造	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	無 経過観察 有
	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	無 経過観察 有
	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	無 経過観察 有
支 持 部	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	無 経過観察 有
	鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	無 経過観察 有
取 付 部	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	無 経過観察 有
	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	無 経過観察 有
	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	無 経過観察 有
広 告 板	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落、退色	無 経過観察 有
	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損、退色	無 経過観察 有
	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	無 経過観察 有
照 明 装 置	照明装置の不点灯、不発光	無 経過観察 有
	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	無 経過観察 有
	周辺機器の劣化、破損	無 経過観察 有
そ の 他	付属品の腐食、破損	無 経過観察 有
	避雷針の腐食、損傷	無 経過観察 有
	その他点検した事項（ ）	無 経過観察 有

④安全点検の対象となる屋外広告物の規模要件

- 安全点検の結果報告が必要となる屋外広告物の規模の要件（現在は、屋外広告物の高さが4 mを超えるもの）に、屋外広告物の「表示面積が7㎡を超えるもの」の要件を追加します。

※映像又は塗料により建築物または工作物の壁面に直接表示される屋外広告物は除きます。



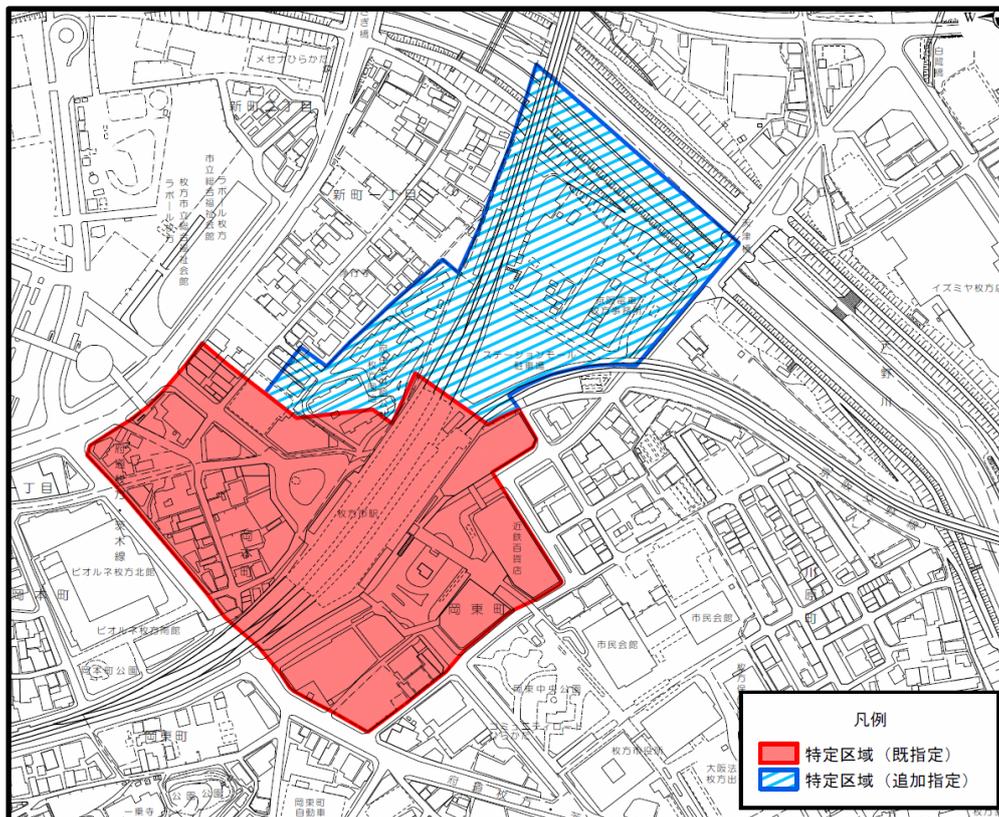
2 特定区域に関する事項の見直し

特定区域とは、枚方市駅周辺における建造物の屋上広告物(地上からの高さが15 mを超えるもの)を対象にして、条例に基づき区域を指定し、規制等を行っているものです。

今般、市街地再開発事業による都市計画の変更や駅前交通広場の整備に伴って、特定区域に関する事項を見直すものです。

変更内容

①特定区域の拡大 (条例第14条第2項第3号の規定による指定)



※この区域は枚方市駅前の商業地域を踏まえて区域設定を行っています。

②基準の変更（施行規則第8条の「広告物等の表示の方法等の基準」の変更）

区分	種類	項目	《現行》	《変更案》
屋上広告物	自家用 広告物等	高さ	地上から15メートル以内	地上から15メートル以内 <u>ただし、鉄道駅の名称等については、現に存する広告物等の掲出位置より上部に表示又は設置しないこと。</u>
	自家用広告物等 以外の広告物等	高さ	地上から15メートル以内	地上から15メートル以内
		面積	—	<u>7平方メートル以内</u>
屋上広告物 以外の広告 物等	自家用広告物等 以外の広告物等	面積	—	<u>7平方メートル以内</u>

※施行規則が施行される前に、表示又は設置の工事が完了している広告物等の修繕等を行うことは可能です。

※自家用広告物等…自己の事業又は営業の内容を表示するため、自己の事業所、事務所、営業所等に表示し、又は設置する広告物等。

3 実施時期等

- 令和4年2月 パブリックコメント（2月21日～3月14日）
- 3月 パブリックコメントの結果公表
- 4月 施行規則の改正及び施行（特定区域に関する事項）
- 10月 施行規則の施行（安全点検に関する事項）